

軽自動車税システム等改修業務（軽自ナンバー英字化対応）の仕様書等に関する質問と回答

令和2年（2020年）8月13日  
札幌市総務局情報システム部

No.	質問	回答
1	<p>業務仕様書 5.9.2. 要件 (7) 他システムとの連携テストについて ～前文省略～ 「また、本改修においては、納税通知書番号等について、複数システムにて統制が必要な改修であることから、本市と協議の上、複数システム間での連携テストが必要と判断した場合、必要な調整を行うこと」とありますが、札幌市様が統制の主幹と考えますが相違ありませんか。 また、システム間連携の調整を主体となって行うシステムは、軽自動車税・固定資産税システムで相違ありませんか。</p>	<p>全体調整にかかる主幹ということであれば相違ありません。 また、システム間連携の調整を主体となって行うシステムについてですが、特定のシステムに限定せず、発注単位で受注された各業者様に、主体的に調整を行っていただく必要があります。 (軽自動車税・固定資産税システムについては、あくまで業務ルールのオーナーとして想定しております。)</p>